

産衛だより

平成 23 年度第 3 回理事会議事録

日 時：平成 23 年 10 月 1 日（土）13：00～16：00

場 所：日本公衆衛生協会ビル 3F 会議室

出席者：大前和幸（理事長）、圓藤吟史（副理事長）、五十嵐千代、大久保靖司、大脇多美代、加藤 元、岸 玲子、清田典宏、五味秀穂、小林章雄、齊藤政彦、菅沼成文、住徳松子、角田 透、中川秀昭、中路重之、昇淳一郎、野見山哲生、原田規章、東 敏昭、広瀬俊雄、廣部一彦、堀江正知、宮本俊明、柳澤裕之、吉田 勉（以上理事）、實成文彦、中明賢二（監事）

欠席者：相澤好治、荻野景規、車谷典男、諏訪園靖（委任状なし）

理事出席者 26 名であることから、定款第 36 条および第 29 条により、理事会が成立していることを確認した。

議事録署名人に大脇多美代、加藤 元の両理事が指名された。

審議事項

- 平成 23 年度第 2 回理事会議事録について：齊藤総務担当理事
了承された。
- 臨時理事会（メール審議）議事録について：齊藤総務担当理事
了承された。
- 自殺予防総合対策センターの「自殺総合対策大綱の見直し（改正）に向けての提言 第一次案」について：齊藤総務担当理事
精神保健研究所自殺予防総合対策センターより協力依頼のあった、自殺総合対策大綱改正に向けてのレビュー報告書作成について、これに応じて報告書を作成しメール審議を経て先方に提出し、また学会誌およびホームページにも公開したことが報告された。その後自殺予防総合対策センターが提示した提言第一次案について意見交換を行った。産業精神保健・産業衛生の向上についての施策に新制度の検討が盛り込まれていた点が議論となった。現状では実現性が低く不適切な提案であるという指摘から、自殺予防総合対策センターに対して異議申し立てを行い、この記述部分について、より現実的な対策となるよう具体的に提案し修正を求めることとした。齊藤総務担当理事とレビュー報告書原案を作成した産業精神衛生研究会代表世話人の廣 尚典氏とで文案を作成し、理事長名で提出することとした。
- および 5. 法人改革、及び定款・規定等の改正案、およびに理事の定数について：大前理事長、吉田理事
大前理事長より、公益法人認定へ向けて、現在申請書類を作成中であることが報告された。
申請までに明確にしなければならない点について審議した。準会員については定義を明確にし、規程原案をもとに大

久保総務担当理事が最終案を作成し、現在準会員の存在する北海道地方会と北陸甲信越地方会の現状に即しているか確認し、準会員規定を作成することとした。なお、準会員については今後入会を推奨するものではない。また新設する学生会員を含め、会費負担額、定義を明確にし、学会発表の可否等についても方針を定めることとする。

吉田理事より、継続審議事項となっている理事の定数について、ワーキンググループにおける検討結果が報告され、その内容について審議した。部会長、地方会長の理事登用は、採用しないこととした。ただし、理事会との情報疎通をはかる工夫が必要であることが確認された。理事選挙方法については、これまでの方法を踏襲することとされたが、法人のガバナンスとして、方針、基準を定める必要性も認識された。理事の定年制については、70 歳と定めることとし、いつの時点での年齢で判断するか、選挙権及び被選挙権の基準日とも合わせて検討することとした。理事の定数については、各地方会から最低 1 名の定員を確定し、残る人数を会員数（代議員数）に基づき比例配分することとした。現在よりも票の格差が改善される方法であり、この方向ですすめるが、公益法人移行認定に際して、この方法が認められなかった場合には見直す可能性があることが大前理事長から提案され了承された。また会員の所属地方会のあり方の再考の必要性も確認された。中央選挙管理委員会については、理事会から独立した各地方会代議員から構成する案が提案され、総務担当理事が素案を作ることとなった。

総務担当理事より、地方会、部会で会員から徴収する費用の名称は「通信費」と統一するよう伝えられた。

6. 表彰制度候補者推薦について

募集期間中の届出数が報告された。次回理事会にて各担当より選考結果が報告される予定である。

7. 震災関連石綿・粉じん等対策委員会 報告とお願い：広瀬理事

平成 23 年 8 月 4 日に開催した第 1 回非常設委員会の内容が報告された。非常設委員会の正式名称は「震災関連石綿・粉じん等対策委員会」と決まったこと、委員長は広瀬理事と決まったことが報告された。

遠方より集まる委員が多く交通費が高いため、助成金の増資が求められた。今回の大震災に照らし、今後役立つ資料等の成果を上げる必要があるため、予備費から 30 万円を追加支出することが承認された。

8. 利益相反について（第 1 回 COI に関する WG 報告）：圓藤理事

平成 23 年 8 月 16 日に開催した第 1 回ワーキンググループ会議の内容が報告された。委員長は圓藤副理事長と決まったことが報告された。

COI に関する当学会の現状、喫緊の課題、今後の取り組みとそれぞれの担当等が報告され、その内容について審議した。来年度に開催される第 85 回日本産業衛生学会での COI の取り扱いについて議論した結果、現段階では当学会における指針・細則が確立していないため、適用は困難であるとの結論に至った。第 85 回日本産業衛生学会においては、会員

に対しての周知理解のためのパネルディスカッションを行うこととした。座長は圓藤副理事長とし、柴田英治氏、笠島編集委員長、萩原 聡氏、菅沼理事、看護部会より1名で担当することとした。

9. 次回理事会日程について

今回は平成平成 23 年 12 月 23 日（金）、理事会後忘年会を開催する。次々回は平成 24 年 4 月 14 日（土）の予定。

10. その他

①第 23 回産業医・産業看護全国協議会について

平成 25 年度開催の同協議会は、東海地方会にて開催されることとなった。

②第 87 回日本産業衛生学会について

平成 26 年度開催の同学会は、中国地方会にて開催を検討することとした。

報告事項

1. 第 84 回日本産業衛生学会報告：角田企画運営委員長

現在収支についてまとめている段階であることが報告された。

2. 第 85 回日本産業衛生学会準備状況報告：小林企画運営委員長

次号の学会誌に第 3 報が掲載されること、企画が固まりつつあること、事前登録の期限や支払方法、演題申込の期限や採決方法等が報告された。また暫定の全体プログラムが提示された。

今後の学会の方針として、学会での演題発表については、筆頭発表者は学会員であることを条件とするが、共同発表者は非学会員でも可とすることが確認された。

3. 第 21 回産業医・産業看護全国協議会準備状況報告：住徳理事

ポスター演題も十分に登録があったこと、講演集を作成中であることが報告された。実地研修に際してアンケートを行うことを検討していること等が合わせて報告された。

4. 第 22 回産業医・産業看護全国協議会準備状況報告：角田理事

期日は平成 24 年 11 月 22 日から 24 日、場所は東京工科大学（東京都大田区）、テーマは「産業保健と危機管理～どう備えよう動くか」にて開催される予定であることが報告された。

5. 外部専門機関に関する「産業医部会見解」の経過報告、および今後の対応について：広瀬理事

産業医部会では、「産業医有資格者、メンタルヘルスに知見を有する医師等で構成された外部専門機関を、一定の要件の下に登録機関として、嘱託産業医と同様の役割を担うことができる」とした「建議」に基づく法（または省令）改定の中止を求める、産業医部会の見解」をまとめ、学会誌およびホームページに公開したことが報告された。

6. 産業医部会報告：広瀬理事

活動状況、部会報の内容が報告された。

7. 産業看護部会報告：住徳理事

部会員数、事業報告、事業計画が報告された。また、産業

看護専門制度検討ワーキンググループ会議を開催し、現在の産業看護継続教育システムの改良について検討を始めたことが報告された。

8. 産業衛生技術部会報告：堀江理事

本年開催する第 13 回産業衛生技術専門研修会／第 20 回産業衛生技術部会大会の開催案、来年度の第 85 回日本産業衛生学会における行事計画、テーマ等が報告された。

9. 産業歯科保健部会報告：加藤理事

部会員数、事業計画が報告された。今後の行事では、多職種の方に口腔保健を活用していただくようにテーマを工夫していることが報告された。

10. 専門医制度委員会報告：東専門医制度委員長

専門医登録者数（指導医 295 名、専門医名簿登録者 163 名、研修登録医 322 名）が報告された。今年の専門医試験では 32 名が受験し 28 名が合格したと報告された。来年度の試験日程が報告され、早期受験の推奨が呼びかけられた。

また、第 21 回産業医・産業看護全国協議会の最終日に行う専攻医の模擬試験への協力が呼びかけられた。

11. 編集委員会報告：野見山理事

『Journal of Occupational Health』の製作について、現在の外部との請負契約が満了するため、競争入札を行うことが報告された。

また、昨年度より導入した査読投稿システム「ScholarOne」について、科学技術振興機構が ScholarOne の提供サービスを開始したことから、これに応募し審査に通り、平成 23 年 1 月 1 日より使用が可能となったことが報告された。これにより同システムの使用に伴い発生している費用が削減される見込みである。

12. 労働衛生関連法制度検討委員会報告：五十嵐労働衛生関連法制度検討委員長

同委員会での新たな検討課題として、厚生労働省労働衛生課の「産業保健への支援の在り方に関する検討会」を取り上げていることが報告された。

13. 生涯教育委員会報告：宮本理事

平成 23 年 8 月 20 日に開催した同委員会の内容が報告された。織田 進氏（福岡産業保健推進センター）を正式に委員長に決定したこと等が報告された。GPS 選考について、投稿促進のための具体策とスケジュールが報告された。また GPS 専用ホームページを新サーバに移管予定であること、内容を充実させていることが報告された。

14. 学会名簿使用許可申請：斉藤総務担当理事

学会名簿使用申請の原則、審査の流れが説明された。名簿使用を許可した場合は理事会に報告することとした。

15. 担当理事報告：斉藤総務担当理事

・韓日中産業保健学術集団会について：東理事

本年開催の第 23 回大会について、日時場所が紹介され、参加が呼びかけられた。

16. 公的委員会等情報報告

なし。

17. 会員の状況：斉藤総務担当理事

報告がなされた。（正会員数：7,663 人／平成 23 年 9 月 22

日現在)

18. 協賛・後援等：斉藤総務担当理事

以下の2件が報告された。

- ・第39回産業医学講習会（後援）
- ・日本労働衛生工学会（協賛）

19. その他

- ・国際シンポジウムについて：堀江理事
産業医科大学が開催する「原子力災害対応労働者の産業保健」を主テーマとする国際シンポジウムについて、日時場所が紹介され、参加が呼びかけられた。

平成 23 年度第 3 回専門医制度委員会議事録

日 時：平成 23 年 11 月 26 日（土）14：45～16：20

場 所：西鉄イン福岡

出席者：委員 石竹達也, 東 敏昭（委員長）, 森 晃爾（事務局）, 山田裕一

担当理事 昇 淳一郎, 顧問 大久保利晃

オブザーバー 大久保靖司, 大神 明, 林 剛司

委任状出席：車谷典男, 宮川路子, 宮下和久

（五十音順）

I. 報告事項

1. 指導医・専門医・研修医登録状況について

事務局より、平成 23 年 11 月 1 日現在の専門医等の登録数（指導医 295 名、専門医 163 名）が報告された。

2. 日本専門医制評価・認定機構について

大久保（靖）学会理事から日本専門医制評価・認定機構における議論の状況について報告があり、今後、日本産業衛生学会の対応方針を決めていくことになった。

3. 専門医制度の名簿使用について

事務局より、研究目的での専門医制度の名簿使用の申請 1 件について委員長が承認し、すでに同名簿に従ってアンケート調査が行われていることが報告された。

4. 専攻医資格認定試験の試行テストの結果について

石竹委員より、平成 23 年 11 月 26 日（当日）に実施された専攻医資格認定試験の試行テストの実施結果について報告があった。

II. 審議事項

1. 専門医資格更新の可否について

「専門医」第 13 期の更新保留者 1 名について、本年第 1 回委員会において学会での発表を条件に 1 年間の保留となっていたが、確認の結果、発表実績が認められたので、更新を承認することになった。

2. 研修施設等認定証の発行日および有効期間について

平成 24 年 3 月末までの承認分については、本委員会での承認日を発行日、平成 29 年 3 月 31 日を有効期限とする認定証を発行することになった。

3. 研修施設等認定について

保留となっていた産業衛生サービス提供型施設のうち、書

類の追加提出があった 2 箇所について検討した結果、1 箇所については承認とし、1 箇所については研修協力施設として再申請を促すことになった。

新たに申請があった産業衛生サービス提供型施設 14 箇所、産業衛生教育・情報提供型施設 1 箇所について審査を行い、いずれも承認された。また、研修協力施設として申請があった 1 箇所については、研修施設としての申請を促すことになった。

4. 専門医制度改革について

(1) 第 1 回専攻医資格認定試験実施について

平成 24 年 6 月 2 日（土）午後に名古屋において実施することが承認された。会場については、学会開催場所である国際会議場を基本に、学会事務局と調整していくことになった。

(2) 広報について

産業衛生専攻医のリーフレットを用いて、認定産業医研修会等の際に配布いただけるように、各委員が分担して各都道府県医師会に依頼していくことになった。

5. 部会・委員会の開催について

(1) 部会開催

各試験部会を第 85 回日本産業衛生学会の際（5 月 31 日）に開催することで調整することになった。

(2) 次回および次々回委員会の開催日について

次回委員会を、平成 24 年 1 月 21 日（土）東京八重洲ホール新第一ビルで開催することが確認された。

また、次々回委員会を、平成 24 年 4 月 1 日（日）東京八重洲ホール新第一ビルで開催する予定で調整することになった。

2011 年アメリカ産業衛生大会（American Industrial Hygiene Association Conference）でのラウンド・テーブル・ディスカッションへの参加

（財）京都工場保健会 池田正之

2011 年の 5 月 15-19 日にアメリカ・オレゴン州のポートランドで上記の大会が開催され、許容濃度をテーマにしたラウンド・テーブル・ディスカッション（RT）で日本産業衛生学会の許容濃度等委員会の活動を紹介するように求められて参加してきました。

会場のオレゴン・コンベンション・センターは、町の一区画を全部占めた弧状の大きい建物です。巨大な展示ホールを中心に散在する数十の会議室を使つての会議でした。五千五百人の出席登録があるというので人々が混雑していると予想したのですが、超特大の会場のためか、各会場を覗くと十分人が入っていても、全体はガラとした雰囲気を感じるほどでした。

自国の社会のために多数の工業化学物質（日本産業衛生学会許容濃度等委員会の場合二百数十物質に上ります）の許容濃度を警告している国は世界中で恐らく 10 ヶ国とは無く、日本はアメリカ・ドイツと並んで数少ない国の一角を占めているので

すが、その割りに外国では知られていません。この会議は、国外にも許容濃度等委員会の存在を知ってもらう絶好の機会だと思って出席した次第です。事前にはドイツと中国からも発表があることになっていたのですがいずれも中止になり、結局国外からは私とアフリカ・モザンビーク（講演者は実はアメリカの研究機関への留学生でした）の二人でした。

RTでは座長を含めて全部で九人の演者が、計3時間余にわたって発表しました。討論を含めて計4時間を休みなしに続けて進行するのは、聴衆の負担から考えても随分無茶だと思いましたが、この国の人々にとっては格別変わった構成ではないものようです。中休みを置かないのは会場からの退席を懸念してのこのようで、演者は会場の前方・演壇下に座っていて、例えばトイレに行きたければ随時中座して戻って来れば良いという対応です。

表1は池田が当日発表に使用したスライドの最終頁（「要約」）の日本語版です。1では上部組織である日本産業衛生学会が1929年に設立され、現在約7,500人の会員を擁すること、2では許容濃度等委員会が1960年以降すでに百数十回開催されており、その成果は日本語と並んで英文で学会誌 *Journal of Occupational Health* に公表されていてPubMed経由で読めることを紹介しました。また、許容濃度の設定について職業病疫学での閾値に基づく典型例としてHCFC-123を、特殊な例としてセレンおよびその化合物（呼気中ニンニク臭の防止-QOLを重視）と、インジウムおよびその化合物〔気中濃度情報がなく、血中濃度と健康影響指標（KL-6）から生物学的許容値のみを設定〕、そして現在考察中の例として1-プロモプロパンを述べました。

RTで示されたアメリカ国内での許容濃度の種類を表2に列挙します。RTの最初の演者は、云わば問題提起のような形で、健康リスクの大小を基盤としたOccupational exposure limitを設定することを提案しました。これは悪影響が無い領域から悪影響が認められる領域に移行するその閾値を求める従来の

表1. 池田の発表の要旨

1. 日本産業衛生学会とその許容濃度等委員会の活動
2. 許容濃度・生物学的許容値の紹介
3. 許容濃度・生物学的許容値決定の実例
 - 1) 定型的な例：HCFC-123
 - 2) 特殊な例-1：セレン
 - 3) 特殊な例-2：インジウム
 - 4) 考察中の例-3：1-プロモプロパン

表2. アメリカでの各種許容濃度一覧

組織	略称	許容濃度	略記
National Institute for Occupational Safety and Health	NIOSH	Recommended exposure limit	REL
Occupational Safety and Health Administration	OSHA	Permissible exposure limit	PEL
American Conference of Governmental Industrial Hygienists	ACGIH	Threshold limit value	TLV
American Industrial Hygiene Association	AIHA	Workplace environment exposure limit	WEEL
American Standards for Toxic Materials	ASTM	Occupational environment guidance	OEG
US National Research Council	USNRC	Acute exposure guideline level	AEGL

OEL設定に対する問題提起で、ある種の斬新さを伴う提案ですが、それ以降の発表にはこのような発想に従った内容のものは皆無だったので割愛します。

NIOSHとOSHAとの許容濃度をめぐる関係については、NIOSHが科学的知見を収集してRecommended Exposure Limit; RELを勧告し、OSHAが行政組織としての検討をした上でPermissible Exposure Limit; PELを決定する関係にあると理解しています。

NIOSHからは過去に136件のcriteria documentsが発表されていますが、その大部分は2000年以前の発表で、2000年以降は1件に止まり、最近では学術誌への投稿の形の見解表明が増加しています。RELの設定は文献検索にはじまり、外部からの審査を経て公表されるのは定型通りです。この過程の中でfeasibility assessmentという項目があり興味を持ちましたが、恐らく分析など技術的な実現可能性のことかと思われます。現在重点的に検討されている項目の一つにskin notationが取り上げられていて、その成果が期待されます。

OSHAの活動はOSH Actに基づいています。この法律では、雇用者には被雇用者に対して健康上重篤な障害を起ささない作業環境を提供することが義務付けられており、その具体的な条件としてこの法律で定める基準を守ることが求められています。その基準がOSHAの定めるPELですが、PELの設定条件の中に“eliminate significant risk or reduce it to the extent feasible (for health effect)”と並んで、“be technically and economically feasible, be cost effective”と述べられています。OSHAはその条件を守るための経費を推定し、その経費が競争力を脅かさないことを示すことも求められています。

これらの行政目的の組織に対して、ACGIHのTLV Committee（許容濃度委員会）はボランティアが自分の時間を提供して参加している組織〔以前に参加していたことのあるBEI Committee（生物学的許容値委員会）も同様でした〕で、科学に基づいたガイドラインを定めることを目的としています。TLV Committeeの作業は閾値概念を出発点としており、化学物質については4百数十種類が設定されていますが、“nearly all workers”の健康を守ることが目的であって、“technical, economic, and analytical feasibility are not considered”と明確な表現がありました。

AIHAのWEELは、2010年時点では117種について定められています。WEEL Committeeも同様にボランティア組織で、WEEL設定に当たっては経済、制御技術、暴露評価方法につ

いての配慮 (consideration) は行われていない旨の発表がありました。WEEL Committee は会員であれば総て出席が認められ、会員企業に対して接触することが推奨 (encourage) されています。対象とする工業化学物質としては、高生産量物質 (high volume chemicals) に注目している由です。

ACGIH と AIHA は競合しているかにも見えますが、J Occup Environ Hyg を共同出版するなど協力関係もあるようです。展示会場でも ACGIH は AIHA とほぼ同じ大きさの巨大なブースを設営していました。許容濃度が ACGIH と AIHA と二つの組織から提出されるのは一見二重のように見えますが、米国人の友人に聞いた所では、両組織は重複すると自分の組織の利益にならないので極力重複を避ける傾向があるとのことでした。また、NIOSH-OSHA の組織は科学の発展速度に追いつけない傾向があるとも聞きました。例えばトルエンの 8 時間曝露についての許容濃度 (単位 ppm) を例にとりますと、NIOSH (REL), OSHA (PEL), ACGIH (TLV), AIHA (WEEL) は 100, 200, 20, 未決定の順であり、上記の事情を良く示しているかにも見えます。ちなみに日本産業衛生学会とドイツ研究協議会 (DFG) はともに 50 ppm としています。しかしキシレンの場合にはいずれも 100 ppm (但し AIHA は未決定) なので、ACGIH と AIHA 間の相互調整については一致していても、各組織の提示する許容濃度値の間の大小関係は必ずしも一様でないようです。

USNRC の AEGL (急性曝露指標水準) は短時間高濃度曝露を想定しての検討で、 LC_{50} 値を 3 で除して数値を算出した例が提出されました。用量-作用曲線上の 50% タイル値 (例えば LC_{50}) と無作用量との比率は曲線の勾配によって異なるので勾配の相違を考慮に入れないのは少し乱暴だと思って質問したところ、塩化水素蒸気での動物実験例から一般化して想定したとのことでした。

ASTM の DEG は、他の組織が提案している値を比較検討して、DEG 委員会が妥当と判断した値を一覧表にしたものです。したがって、元の提案をした組織は物質によって様々で、多分判断の根拠も一様ではないと思われました。

最後の演者からは、サハラ以南のアフリカ諸国 (Sub-Saharan Africa という表現があります) ではごく一部 (南アフリカとケニア) を除いて許容濃度は設定されていない旨の発表がありました。併せて、経済的にも適用は不可能であることの指摘がありました。

8 時間/日の職業的反复曝露を前提にした許容濃度だけでも NIOSH (REL), OSHA (PEL), ASTM (OEG), ACGIH (TLV), AIHA (WEEL) の 5 種類 (後 2 者のどちらかが欠ける場合は 4 種類) もあることになります。企業の中で実務を担当している人は、実際にはどの値を尊重して仕事をしているのでしょうか? この点を何人かの人に雑談の中で尋ねてみたところ、ほぼ一様に「行政対応としては OSHA の PEL に従うことになるが、その分野の専門家 (Industrial Hygienist) としては ACGIH の TLV とその理由書を尊重する (respect)」という答えが返ってきました。PEL の値が一般に REL, TLV, WEEL より高いこと、ACGIH の TLV documentation (理由書) に記述されている付帯情報の豊かさなどを考え合わせる

と、常識的にも妥当な判断と思われました。もし TLV が無くて WEEL が有る場合には、WEEL を採用するのでしょうか。なお、WEEL の場合にも documentation が発行されていますが、電子版はなく紙版は 359 ドルとなかなか高価です。

この RT に出席するため、許容濃度等委員会のご配慮により日本産業衛生学会より旅費などの支給を頂き、有り難うございました。改めて御礼を申し上げます。

日本産業衛生学会 第53回産業精神衛生研究会

1. テーマ：「職域メンタルヘルスの未来展望」～変わっていくもの、変えなければいけないもの～
2. 日時：2012年3月3日（土） 9：30～17：00
3. 会場：エル・おおさか（（大阪府立労働会館）本館2階 エル・シアター
〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14（地下鉄谷町線・京阪電鉄「天満橋」駅から西へ300m）
4. 会長：廣部一彦（みずほフィナンシャルグループ大阪健康開発センター所長）

<プログラム>

- 9：30～ 開会挨拶 会長 廣部一彦（みずほフィナンシャルグループ大阪健康開発センター所長）
産業精神衛生研究会代表世話人挨拶 廣 尚典（産業医大・産業生態科学研究所精神保健学教授）
- 9：40～10：20 一般演題
- 10：20～12：00 パネルディスカッション「職域メンタルヘルスにおける産業看護職の役割」
座長：夏目 誠（大阪樟蔭女子大学大学院教授）、大脇多美代（大阪産業保健推進センター相談員）
- 1) 事業所の産業看護職の立場から：玉木登志枝（ダイハツ工業 保健師）
 - 2) 労働衛生機関の産業看護職の立場から：小倉由佳梨（京都工場保健会 保健師）
 - 3) 産業医の立場から：上原正道（プラザー工業健康管理センター長）
- 12：15～13：15 ランチョンセミナー（共催：田辺三菱製薬株式会社）
「メンタルヘルス活動のための実践的心理療法～交流分析を中心に～」
座長：圓藤吟史（大阪市立大学医学部教授、産業衛生学会副理事長）
演者：荻原 陸（中部労災病院心療内科部長）
- 13：30～14：30 特別講演「メンタルヘルス不調者の職場復帰支援に関する国内外の話題」
座長：車谷典男（奈良県立医科大学教授、産業衛生学会近畿地方会会長）
演者：川上憲人（東京大学大学院医学研究科教授）
- 14：40～17：00 シンポジウム「メンタル不調者の復職支援を考える」
座長：廣部一彦（みずほフィナンシャルグループ大阪健康開発センター所長）
鮫島真理子（大阪産業保健推進センター相談員）
- 1) 専属産業医の立場から：土肥誠太郎（三井化学本社健康管理室長 統括産業医）
 - 2) 産業看護職の立場から：中田ゆかり（参天製薬滋賀工場 保健師）
 - 3) リワーク支援の立場から：片桐陽子（宇治おうばく病院 臨床心理士）
 - 4) 嘱託産業医の立場から：森口次郎（京都工場保健会産業保健推進部部長）
- コメンテーター 弁護士：山田長伸（山田長伸法律事務所所長）
精神科医：井上幸紀（大阪市立大学医学部准教授）
- 17：15～18：30 懇親会 会場：エル・おおさか本館10階

5. 参加費 参加申込が多数の場合、事前申込を優先します 振込期限は1月31日（火曜日）

日本産業衛生学会員：3,000円 非学会員（医師）5,000円
非学会員（医師以外）4,000円 学生2,000円

当日申込：上記参加者に一律1,000円 懇親会：2,000円

振込先：みずほ銀行 天満橋支店 普通預金 口座番号 1183129

口座名 第53回産業精神衛生研究会 会長 廣部一彦

所属、氏名等を明記し、事務局宛に参加申込のFAX（06-6944-1192）を送信のこと

6. 単位認定 日本医師会認定産業医 生涯専門3単位申請中 日本産業衛生学会産業看護継続教育4単位

主催：日本産業衛生学会 産業精神衛生研究会

共催：大阪府医師会・大阪産業保健推進センター 協賛：（財）日本予防医学協会・大塚製薬株式会社

平成 23 年度新入会者

[北海道] 海老澤一人, 山ノ内悠介 [茨城] 阿久津美穂, 杉本由理 [栃木] 加藤克磨 [埼玉] 当間 裕 [千葉] 田仲明子 [東京] 有村亜紀, 門脇三和, 三枝昭裕, 前原明子, 森谷奈津美, 諸澤麻衣子, 吉岡 淳, 吉永英史 [神奈川] 磯崎悦子, 塩崎美穂, 中野瑞穂 [新潟] 久保野裕子 [石川] 長澤晋哉 [山梨] 近藤敦子, 佐野亜紀子, 村山誠一, 山内貴由 [岐阜] 田上裕記 [静岡] 近藤恭子, 土谷春仁, 堂元有紀, 平川桂子 [愛知] 木田真美, 山田泰行, 横澤敏也 [三重] 近藤信子, 藤川勝彦 [京都] 村田理絵 [大阪] 老田恵美子, 河野恵 [兵庫] 味木和喜子, 久野幸紀, 杉山大典 [岡山] 谷口泰恵 [広島] 石田 誠 [山口] 佐藤康博 [福岡] 馬田敏幸, 柿森里美, 濱崎美津子, 原 達彦 [宮崎] 日高有子 [沖縄] 新城正紀, 知名 保

第 42 回 健康フォーラム in 新橋

日 時：平成 24 年 3 月 3 日 (土) 10 時～16 時 20 分
場 所：交通ビル・地下ホール
(JR 新橋駅 [浜松町寄り] 烏森口改札を右へ出て, 駅前 [新橋西口通り] に入り 3, 4, 5 丁目角 [そば作] を直進, [喫茶ニューカリフォルニア] 前・交通ビル, 徒歩 6～9 分)

メインテーマ

『産業保健における面談のあり方』

プログラム

- 10:00～10:05 開会挨拶 小高 稔
10:05～11:45 「全員面談から見えてくるもの
— 個人の健康と組織の健康 —
河野慶三 先生
河野慶三産業医事務所
13:00～14:30 「対象者のやる気を引き出すポイント」
～健康行動理論に基づいて～
松本千明 先生
北海道立旭川高等看護学院
非常勤講師
14:30～14:45 コーヒーブレイク
14:45～16:15 「心の成長をサポートする面談」
若木茂子 先生
ミッドライフケアレジデ
ンス看護局長
16:15～16:20 閉会挨拶

参加費 3,500 円 (当日 資料・コーヒー代)
— 昼食代は含みません —

申込先・問合せ先

(財)労働医学研究会 健診部中央本部 (担当 坂寄)
〒130-0022 東京都墨田区江東橋 4-30-12
大宝ビル 2 階
TEL 03-5600-5335 FAX 03-5600-5336

申込方法 FAX または官製はがきに 1. 氏名 2. 会社名
3. 職名 4. 住所を記入してお申し込み下さい。

申込締切 平成 24 年 2 月 17 日 (金)